

# 長崎市消費者センター

## 長崎市消費者を守るネット通信(第53号)

配信日 平成25年1月22日

警戒情報

### 健康食品の送りつけ商法にご注意！！

「注文した覚えはないのに、以前注文した健康食品を送るといふ電話がいきなりかかってきた」という相談が大変多く寄せられています。広報ながさき1月号に、同様の相談についての事例を掲載しています。

消費者

注文していない健康食品  
「代金引換で送ります」と強引な電話が！



Aさんの家に「1カ月前に注文を受けた健康食品ができあがった。代金引換で送るので5万円用意してください」と突然電話がありました。Aさんは「そんな高額な商品を注文した覚えはない、送らないでください」と断りました。

しかし、業者は「注文を受けてから作るので今更キャンセルはできない。受け取らないなら裁判だ。注文の際の電話は録音している。証拠の録音テープを裁判所で聞くことになるがいいのかと脅してきました。Aさんは注文していないから送らないように一貫して言い続けました。そのせいか、商品は届きませんでした。最近、注文した覚えのない健康食品を送ろうとする強引な電話があるという相談が増えています。業者は電話で注文を受けたと言いつ張りますが、覚えがなければ「注文していない」「送っても受け取らない」ときつ

ぱり言うことが大切です。もし、断ったにもかかわらず、一方的に商品を送り付けられた場合は、受取拒否して構いません。業者によっては、受取拒否をしても再び商品を送り付けてくる場合があります。受取を拒否する場合は送り元の社名・住所・電話番号をメモし、契約意思のないことを書面で通知した方がいいでしょう。

万一断り切れずに承諾した場合でも、電話勧誘販売であれば契約書面を受け取った日を含めて8日間はクーリング・オフで無条件に解約できます。

業者は、高齢者の判断力や記憶力の衰えにつけ込もうとします。業者名をはっきり言わなかったり、たらいまわし連絡先を教える場合もあります。このような電話があったときにはすぐに消費者センターにご相談ください。

■相談は消費者センター(メルカつきまち4階、相談専用☎829-1234)へお気軽にどうぞ。受け付けは午前10時～午後5時です。月曜日休業(祝日の場合、直後の平日)。土日・祝日も相談できます。

広報ながさき1月号 P16 より

### <消費者センターからのアドバイス>

- 消費者が承諾していないにもかかわらず一方的に商品を送りつけられた場合、代金支払いの義務はなく、受け取る必要もありません。
- 注文した覚えがなければ「注文していません」ときっぱり断りましょう。
- 一方的に商品が送りつけられた場合は、受取拒否し、相手の社名・連絡先をメモしましょう。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

長崎市消費者センター (長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階)

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間]平日(火曜日～金曜日)…午前10時～午後5時

土曜日、日曜日、祝日 …午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)